鳴門教育大学情報基盤センター利用経費取扱要項

平成26年3月24日 学 長 裁 定 改正 平成27年3月17日 改正 平成28年3月17日

(趣旨)

第1条 この要項は、鳴門教育大学情報基盤センター利用規程(平成17年規程第14号) 第8条第2項に基づき、鳴門教育大学情報基盤センター(以下「センター」という。) の利用に係る経費及び負担の方法について必要な事項を定める。

(センター利用経費)

- 第2条 センター利用に係る経費(以下「センター利用経費」という。)は、次の各号に 掲げる経費とする。
 - (1) センターが管理する大判カラープリンタ (以下「大判プリンタ」という。)
 - (2) センターが管理するプリンタ (前号に規定する大判プリンタを除く。以下「プリンタという」。)

(経費の負担)

- 第3条 センター利用経費の負担は、利用者が所属するコース等経費からの差引又は利用者の負担とする。ただし、大判プリンタの利用にかかる経費は、所属のコース等経費からの差引に限る。
- 2 センター利用経費をコース等経費から差し引くときは、事前に所属するクラス担当教員、指導教員、コース長、専攻長、センター所長、附属学校(園)長又は課長の承認を得るものとする。
- 3 前項の承認の後、大判プリンタについては、所定の利用申請書により、プリンタについては、別紙様式第1号に定める申請書により、情報基盤センター所長(以下「センター所長」という。)の承認を得るものとする。
- 4 プリンタの経費を利用者が負担するときは、別紙様式第2号に定める申請書(以下「申請書」という。)によりセンター所長の承認を受けた後、経営企画本部財務課において 経費を納付し、発行された領収書を申請書に添えてセンターへ提示するものとする。
- 5 利用者が納付した経費は、原則として返還しない。 (プリンタの利用)
- 第4条 大判プリンタの利用にかかる経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 プリンタの利用は、印刷利用ポイント(以下「ポイント」という。) によるものとする。
- 3 ポイントは、1ポイント1円として換算する。
- 4 印刷に要するポイントは、白黒1枚につき4ポイント、カラー1枚につき12ポイントとする。
- 5 ポイントの使用は、原則として、1利用者につき年間1、200ポイントを上限とする。
- 6 学生は、在学中に限り、ポイントの残数を次年度に繰り越すことができる。

- 7 利用者間で、ポイントの授受はできない。
 - (ポイントの追加)
- 第 5 条 学生は、ポイントの残数が 0 になった場合に限り、ポイントを追加することができる。
- 2 ポイントの追加は、1回につき1、000ポイント(1,000円)とする。 附 則
 - この要項は、平成26年4月1日から実施する。
 - この要項は、平成27年4月1日から実施する。 附 則
 - この要項は、平成28年4月1日から実施する。

別表(第4条関係)

用紙規格	光沢フォト 紙 半光沢フォ ト紙 (円/1枚)		コート紙 (円/1枚)		キャンパス (円/1枚)	
A 0	1, 400	500	4 2 0	1, 020	7, 410	2, 090
A 1	7 0 0	2 5 0	2 1 0	6 6 0	3, 710	1, 050
A 2	3 5 0	150	1 2 0	3 3 0	2, 620	7 1 0
A 3	180	9 0	7 0	2 2 0	1, 820	4 9 0
A 4	9 0	6 0	5 0	1 5 0	1, 270	3 5 0
В 0	2,000	600	500	1, 250	9, 240	2, 620
В 1	1, 000	3 0 0	250	6 2 0	4, 620	1, 780
В 2	500	180	1 4 0	4 0 0	3, 190	8 7 0
В 3	2 5 0	1 1 0	7 0	270	2, 270	6 0 0
В 4	1 3 0	7 0	4 0	180	1, 580	4 1 0

プリンタ印刷利用ポイント追加申請書(コース等経費負担)

情報基盤センター所長

承認年月日	平成	年	月	日
申請年月日	平成	年	月	П

鳴門教育大学情報基盤センター所長 殿

所	属			
		学部・大学院	(修士・博士)	・研究生・その他
学年				年
学籍	番号			
氏	名			(P)
メーノ	レアドレ	·ス		

プリンタ印刷 利用ポイント	1,000 ポイント	経費負担額	1,000 円
申請理由			

クラス担当教員・指導教員・コース長等 氏名:

(FI)

- (注) 1 コース長等とは、コース長(特別支援専攻にあっては、専攻長とする。), センター所長、 附属学校長(附属幼稚園にあっては、園長とする。)及び課長をいう。
 - 2 利用に係る経費は、申請者が所属するコース等経費から、『当月末締め、翌月振替』で差し 引くものとする。

なお、2月・3月の利用については、2ヶ月分を4月に振替のため、新年度(4月以降)に 在籍しているクラス担当教員・指導教員・コース長等の承認を得ること。

- 3 プリンタ印刷利用ポイントの追加は、1回につき1、000ポイント(1,000円)とする。
- 4 プリンタ印刷ポイントの残数が0になった場合に限り、ポイントを追加することができる。
- 5 追加したプリンタ利用ポイントは、在学中に限り、次年度に繰り越すことができる。
- 6 情報基盤センター所長承認後、承認年月日、担当者及び備考を記入し、申請書の写を送付することにより承認通知とする。
- 7 納付したプリンタ印刷利用ポイント追加に係る経費は、原則として返還しない。

備考 印刷する場合の規格は、A4とする。

プリンタ印刷利用ポイント追加申請書(利用者負担)

情報基盤センター所長

承認年月日	平成	年	月	日
申請年月日	平成	年	月	B

鳴門教育大学情報基盤センター所長 殿

所	属		
		学部・大学院(修士・博:	士)・研究生・その他
学年			年
学籍	番号		
氏	名		(P)
メーノ	レアドレ	·ス	

プリンタ印刷 利用ポイント	1,000 ポイント	経費負担額	1,000円
申請理由			

- (注) 1 プリンタ印刷利用ポイントの追加は、1回につき1、000ポイント(1,000円)とする。
 - 2 プリンタ印刷ポイントの残数が0になった場合に限り、ポイントを追加することができる。
 - 3 追加したプリンタ利用ポイントは、在学中に限り、次年度に繰り越すことができる。
 - 4 情報基盤センター所長承認後,承認年月日を記入し,申請者に写を送付することにより承認通知とする。
 - 5 承認後は速やかに,経営企画本部財務課にて経費を納付し,経営企画本部財務課が発行する 領収書を,承認通知とともに情報基盤センターへ持参すること。
 - (領収書確認後にポイント追加処理を実施する。)
 - 6 納付したプリンタ印刷利用ポイント追加に係る経費は、原則として返還しない。

備考 印刷する場合の規格は、A4とする。